

目次

第1章 総則	4
第1条 (本規約の目的)	4
第2条 (本契約の範囲・変更)	4
第3条 (用語の定義)	4
第2章 本サービスの提供	6
第4条 (本サービスの提供範囲)	6
第5条 (提供区域)	6
第3章 契約	6
第6条 (契約の単位)	6
第7条 (最低利用期間)	6
第8条 (契約申込の方法)	6
第9条 (契約申込の承諾)	6
第10条 (契約申込内容の変更)	6
第11条 (契約の譲渡)	6
第12条 (権利の譲渡の禁止)	6
第13条 (契約者の地位の承継)	6
第14条 (契約者の氏名等の変更の届け出)	6
第15条 (各装置設置場所の提供等)	6
第16条 (各装置設置場所の移転)	6
第17条 (提供するプランの変更)	6
第18条 (契約者による一部解約)	6
第4章 禁止行為	8
第19条 (営業活動の禁止)	8
第20条 (著作権等)	8
第21条 (本契約以外の端末接続禁止)	8
第5章 利用中止等	9
第22条 (提供中止)	9
第23条 (利用停止)	9
第24条 (利用の制限)	9
第25条 (本サービス提供の終了)	9
第26条 (契約者が行う本契約の解除)	9
第27条 (当社が行う本契約の解除)	9

第6章 料金	10
第28条 (料金)	10
第29条 (利用料金の支払い義務)	10
第30条 (工事費の支払い義務)	10
第31条 (割増金)	10
第32条 (延滞利息)	10
第33条 (料金計算方法等)	10
第34条 (端数処理)	10
第35条 (料金等の支払い)	10
第36条 (料金の一括後払い)	10
第37条 (消費税相当額の加算)	10
第38条 (料金等の臨時減免)	10
第7章 損害賠償	13
第39条 (責任の制限)	13
第40条 (免責事項)	13
第8章 個人情報の取扱い	13
第41条 (個人情報の取扱い)	13
第42条 (データ等の取扱い)	13
第9章 雑則	14
第43条 (承諾の限界)	14
第44条 (利用に係る契約者の義務)	14
第45条 (契約者の当社に対する協力事項)	14
第46条 (設備等の準備)	14
第47条 (フレッツ光契約に係る事項)	14
第48条 (法令に規定する事項)	14
第49条 (準拠法)	14
第50条 (除外事項)	14
第51条 (紛争の解決)	14
第52条 (債権の譲渡)	14
第53条 (反社会的勢力の排除)	15
第54条 (端末設備の返還等)	14
別紙1 (提供内容)	17
別紙2 (提供する機能等)	18
別紙3 (提供機器一覧)	18
別紙4 (サポート内容)	18
別紙5 (工事料金)	21

別紙 6 (違約料) .....	22
別紙 7 (その他料金) .....	23
別紙 8 (当社が別に定めることとする事項) .....	24

## 第1章 総則

### 第1条（本規約の目的）

NTT 西日本株式会社（以下「当社」といいます。）は、ひかりビジネスフォン利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「ひかりビジネスフォン」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、別段の合意（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 20 条第 5 項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

### 第2条（本契約の範囲・変更）

当社は、本規約（別紙を含みます。）の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。なお、当社は、本規約を変更する場合は、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により、周知することとします。

### 第3条（用語の定義）

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
端末設備	電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
フレッツ光ネクスト/クロス	当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款（平成 12 年西企営第 41 号。以下「IP 通信網サービス契約約款」といいます。）に定めるメニュー5（以下の各号に定めるものに限ります。）に係る IP 通信網サービス (1)メニュー5-1 1Gb/s プラン 2 （フレッツ光ネクストビジネスタイプ） (2)メニュー5-1 1Gb/s プラン 3 （フレッツ 光ネクストファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼） (3)メニュー5-1 100Mb/s プラン 5 （フレッツ 光ネクストファミリータイプ） (4)メニュー5-1 200Mb/s （フレッツ 光ネクストファミリー・ハイスピードタイプ） (5) メニュー5-1 10Gb/s プラン 1 （フレッツ 光クロス ファミリータイプ） (6)メニュー5-1 10Gb/s プラン 2 （フレッツ 光クロス Biz） (7) メニュー5-2 100Mb/s カテゴリー3 （フレッツ 光ネクスト マンションタイプ） (8)メニュー5-2 200Mb/s カテゴリー3 （フレッツ 光ネクストマンション・ハイスピードタイプ） (9) メニュー5-2 1Gb/s カテゴリー3 （フレッツ 光ネクストマンション・スーパーハイスピードタイプ 隼） (10) メニュー5-2 10Gb/s （フレッツ 光クロス マンションタイプ）
フレッツ 光ネクスト/クロス回線	フレッツ 光ネクスト/フレッツ 光クロスに係る契約者回線
フレッツ 光ネクスト/クロス契約	当社からフレッツ 光ネクスト/フレッツ 光クロスの提供を受けるための契約
フレッツ 光ネクスト/クロス契約者	当社とフレッツ 光ネクスト/フレッツ 光クロスの契約を締結している者
ひかり電話	当社が別に定める音声利用 IP 通信網サービス契約約款に定める音声利用 IP 通信網サービス。（「光コラボレーションモデル

	に関する契約」に基づき提供されるものを含みます。)
ひかり電話契約	当社からひかり電話の提供を受けるための契約。
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約。
契約者	当社と本契約を締結している者。
申込者	当社へ本契約の申込みの意思表示をしている者
専用受付番号	契約者が本サービスを利用するために当社が指定した電話番号。受付時間は別紙1(提供内容)に定めるところによります。
オペレータ	専用受付番号にてお客様対応する担当者。
本サービス	本規約で規定する主装置とオプション端末を月額料金で提供するサービス。本サービスで提供する機能は別紙2に定めるところによります。
提供プラン	本サービスの提供を受けるための、対象機器の構成に応じた料金が設定された提供プラン。各プランの料金は別紙3(料金表)に定めるところによります。
主装置	本サービスの利用においてひかりビジネスフォンに係るブロードバンドルータ機能とビジネスフォン機能を提供する当社の電気通信設備。
オプション端末	本サービスにおけるビジネスフォン機能を利用するために、契約者の選択により当社が提供する端末および機器。
標準電話機	給電機(1ポート)又は給電機(8ポート)と有線LANによる接続を介し主装置に接続して、ひかりビジネスフォンが提供するビジネスフォン機能を利用できる電話端末であり、オプション端末のひとつ。
カールコードレス電話機	給電機(1ポート)又は給電機(8ポート)と有線LANによる接続を介し主装置に接続して、ひかりビジネスフォンが提供するビジネスフォン機能を利用できるカールコードレス電話端末であり、オプション端末のひとつ。
無線標準電話機	無線LANを介して主装置に接続して、ひかりビジネスフォンが提供するビジネスフォン機能を利用できる機能を有するコードレス卓上電話端末であり、オプション端末のひとつ。
無線ハンディ電話機	無線LANを介して主装置に接続して、ひかりビジネスフォンが提供するビジネスフォン機能を利用できる機能を有するコードレス電話端末であり、オプション端末のひとつ。
無線電話機用アンテナ	給電機(1ポート)又は給電機(8ポート)と有線LANによる接続を介し主装置に接続して、無線卓上電話機又は無線電話機の基地局であり、オプション端末のひとつ。
給電アダプタ(1ポート)	1のIP多機能電話端末にLAN配線を介して電力を供給できる機器であり、オプション端末のひとつ。
給電HUB(8ポート)	7のIP多機能電話端末にLAN配線を介して電力を供給できる機器であり、オプション端末のひとつ。
ひかりビジネスフォン各装置	主装置とオプション端末の総称。
ひかり電話ライセンス	主装置にライセンスを適用することで、主装置の通話チャネル(4ch/ライセンス)を増設できるオプション機能のひとつ。
迷惑電話ブロックライセンス	主装置にライセンスを適用することで、独自データベースの番号リストに基づいた着信拒否が行える主装置のオプション機能のひとつ。
音声合成ライセンス	主装置にライセンスを適用することで、主装置で任意の音声ガイダンス作成が行える主装置のオプション機能のひとつ。
利用回線	契約者が使用するフレッツ光回線。
自営端末設備	契約者が設置する端末設備。
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外のものが設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの。
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社又は当社の契約事務委託先の事務所。
通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける

## 第2章 本サービスの提供

### 第4条（本サービスの提供範囲）

当社は、契約者に対し、別紙3（提供機器一覧）で定める各装置を提供します。

### 第5条（提供区域）

本サービスは、フレッツ光ネクスト/クロス回線及びひかり電話が利用可能な区域において提供します。

## 第3章 契約

### 第6条（契約の単位）

- 1 当社は、1のフレッツ光契約及びひかり電話契約につき、1の本契約を締結します。
- 2 契約者は、本サービスに係るフレッツ光回線及びひかり電話の契約者（そのフレッツ光回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、そのフレッツ光回線の契約を締結している者が指定する者として）と同一の者に限ります。

### 第7条（最低利用期間）

#### 別紙1（提供内容）

- 1.（利用プラン）最低利用期間に定める期間を最低利用期間とします。

### 第8条（契約申込の方法）

契約者は、本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。

- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 本サービスに係るフレッツ 光ネクスト/クロスの契約者回線等番号
- (5) 本サービスに係る対象機器
- (6) その他申込の内容を特定するための事項

### 第9条（契約申込の承諾）

- 1 当社は、本サービスの利用を希望する者から本サービスの申込みがあった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、利用者との利用開始日の合意をもって申込を承諾し、本契約を成立するものとします。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) 虚偽の事項を申告したとき。
  - (4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
- 3 当社が、第1項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

### 第10条（契約申込内容の変更）

- 1 契約者は、第8条（契約申込の方法）に定める事項の変更を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

### 第11条（契約の譲渡）

1 本契約に係る利用権（契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 本契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

(注) 第2項の規定にかかわらず、フレッツ 光ネクスト/クロスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、IP 通信網サービス契約約款 第22条に規定する当社が別に定めるところによります。

3 当社は、前項の規定により本契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 本サービスに係るフレッツ 光ネクスト/クロス契約(フレッツ 光ネクスト/クロスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合を除きます。)に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。
- (2) 本契約に係る利用権を譲り受けようとする者がその本契約に係るフレッツ 光ネクスト/クロス契約者(そのフレッツ 光ネクスト/クロスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合はそのフレッツ 光ネクスト/クロス契約者が指定する者としてします。)と同一の者とならないとき。
- (3) 本契約に係る利用権を譲り受けようとする者が本契約に係るサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

4 前項に規定する譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本契約に係る一切の権利及び義務(第39条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。)を承継します。

#### 第12条 (権利の譲渡の禁止)

本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第13条(契約者の地位の承継)、および、第48条(フレッツ光契約に係る事項)で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

#### 第13条 (契約者の地位の承継)

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 本条第1項又は第3項の手続きがなされない期間においては、当社は、本サービスの提供を行わないことがあります。

(注) 第1項及び第2項の規定にかかわらず、フレッツ光契約が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、別紙8(当社が別に定めることとする事項)において当社が別に定めるところによります。

#### 第14条 (契約者の氏名等の変更の届け出)

- 1 契約者は、第8条(契約申込の方法)で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(注) 本条の規定にかかわらず、フレッツ光契約が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、別紙8(当社が別に定めることとする事項)において当社が別に定めるところによります

#### 第15条 (各装置設置場所等の提供等)

- 1 当社が提供するひかりビジネスフォン各装置を設置するために必要な場所は、契約者に提供していただきます。
- 2 当社が提供するひかりビジネスフォン各装置に必要な電気は、契約者に提供していただきます。

#### 第16条（各装置設置場所の移転）

当社は、契約者から要請があったときは、ひかりビジネスフォン各装置の設置場所の変更等の手続きを受け付けます。なお、ひかりビジネスフォン各装置は契約者が移転先に持参し、設置することとします。ただし、本規約の定めに基づき工事を要するときはこの限りではありません。

#### 第17条（提供するプランの変更）

- 1 契約者は、2年利用プランから5年利用プランへ変更することができます。  
変更後は、契約変更適用日から起算して5年間が最低利用期間になります。
- 2 契約者は、最低利用期間内の5年利用プランから2年利用プランへの変更をすることはできません。  
最低利用期間を満了している場合は、5年利用プランから2年利用プランへ変更することができます。

#### 第18条（契約者による一部解約）

- 1 契約者は、本サービスの一部解約の請求をすることができます。解約を請求しようとするときは、解約希望日の8営業日前までに本サービスの取扱所に申し出て頂きます。
- 2 前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、第1項の規定により申し出て頂いた一部解約希望日をもって、本サービスの一部解約日とします。  
ただし、契約者が申し出た一部解約希望日が、当社による申出内容の確認完了日から起算して7営業日以内である場合は、確認完了日の8営業日後を一部解約日とします。  
※「営業日」とは、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く、当社の通常業務を行う日をいいます。
- 4 一部解約について、別紙6（違約料）に基づいて違約金が発生いたします。

### 第4章 禁止行為

#### 第19条（営業活動の禁止）

契約者は、有償、無償を問わず、本サービスを再提供することはできません。

#### 第20条（著作権等）

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社または、本サービスを提供する上で必要となる物品等の使用をNTT西日本に対して許可する者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
  - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡（第48条（フレッツ光契約に係る事項）で定める場合を除く）・担保設定等しないこと。
  - (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

#### 第21条（本契約以外の端末接続禁止）

- 1 契約者は、本契約以外の端末を主装置の下部に接続することはできません。ただし、契約者が保有する主装置に接続可能な端末PC、スマートフォン、複合機、ルーター、通話録音装置およびアナログポートに接続可能な単体電話機、FAXはこの限りではありません。別途当社が定める物品はこの限りではありません。
- 2 本契約以外の端末を接続している場合、問合せ（故障申告含む）受け付けおよび、故障修理の対応は行わないものとします。契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 3 本契約以外の端末が接続されていることが発覚した場合、当社は、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。別紙6に基づき、違約金を請求いたします。

## 第5章 利用中止等

### 第 22 条 (提供中止)

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
  - (2) 第 24 条 (利用の制限) の規定により、本サービスの提供を制限するとき。
  - (3) その他、当社が本サービスの提供を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめインターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第 23 条 (利用停止)

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 ヶ月以内で当社が定める期間 (本サービスに係る料金その他の債務 (本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において同様とします。) を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき (料金その他の債務に係る債権について、第 39 条 (債権の譲渡) の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。)
  - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき (当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、第 39 条 (債権の譲渡) に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。)
  - (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
  - (4) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
  - (5) 当社に損害を与えたとき。
  - (6) 契約者が第 12 条 (権利の譲渡の禁止) に違反していたとき。
  - (7) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第 24 条 (利用の制限)

当社は、IP 通信網サービス契約約款 第 36 条に規定する通信利用の制限等があったときは、本サービスの機能の制限 (天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することをいいます。) を行なうことがあります。

### 第 25 条 (本サービス提供の終了)

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第 26 条 (契約者が行う本契約の解除)

- 1 契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。
- 2 当社は、前項の規定により申し出た解除希望日をもって本サービスの解除日とします。ただし、契約者が申

し出た解除希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解除日とします。ただし、契約者が申し出る解約希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日の8営業日後を解約日とします。

- 3 本契約の解除日から起算し、1年以内での同一設場、同一名義での契約は不可とします。
- 4 本契約を解除する場合、別紙5に基づき減設工事費の支払いを要します。契約期間を満了せずに契約の解除を申し出た場合、別紙6に基づき違約金支払いを要します。

#### 第27条（当社が行う本契約の解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。ただし、本条第2号に該当する場合には、フレッツ光ネクスト/クロス回線契約若しくはひかり電話契約の解約が完了した時点で本契約は自動的に解除されるものとします。また、本条第4号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

- (1) 第23条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) フレッツ光回線契約若しくはひかり電話契約の解除（フレッツに係るIP通信網サービスの転用及び事業者変更に伴うものを除きます。）、又は、フレッツ光回線及びひかり電話以外のIP通信網サービス若しくは音声利用IP通信網サービスの品目若しくは細目への変更があったとき。
- (3) 第25条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
- (4) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
  - ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
  - ④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
  - ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明した場合
  - ⑥ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行った場合
  - ⑦ 本契約以外の端末を接続し利用している場合

## 第6章 料金

#### 第28条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別紙3（提供機器一覧）に定めるところによります。

#### 第29条（利用料金の支払い義務）

- 1 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除日の前日までの期間（提供を開始した日と解除日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、別紙3（提供機器一覧）に規定する月額料金の支払いを要します。なお、利用料金は、利用日数に応じて日割して適用します。
- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。
  - (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
  - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料

2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料
--	---

### 第30条（工事費の支払い義務）

- 1 申込者及び契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙5（工事料金）に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前に本契約の解除又はその工事の請求の取り消し（以下、この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。その場合、既にこの工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後は、前項の規定にかかわらず、契約者は着手した工事部分について、その工事費を負担していただきます。この場合において、負担を要する工事費の額は、その額に消費税相当額を加算した額となります。

### 第31条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

### 第32条（延滞利息）

- 1 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- 2 第39条（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に該当する場合には、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。  
ただし、当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

### 第33条（料金計算方法等）

- 1 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金のうち、別紙3（料金表）に定める料金は料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
  - (3) 料金月の初日以外の日の本サービスの提供の開始があったとき。
  - (4) 料金月の初日以外の日の本契約の解除があったとき。
  - (5) 料金月の初日に本サービスの提供を開始し、当該日に本契約の解除があったとき。
  - (6) 第26条（利用料金の支払い義務）第2項第2号の規定に該当するとき。
- 3 前項の規定による利用料金の日割は、当該月の暦日数により行います。この場合、第29条（利用料金の支払い義務）第2項第2号の表内1に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間ごととします。
- 4 別紙6に規定する違約金は、第7条（最低利用期間）で規定する期間に満たない利用期間分の月数に、別紙3（提供機器一覧）に規定する残月数1月あたりの解約料を乗じて計算します。
- 5 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
- 6 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙8（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

### 第34条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 第35条（料金等の支払い）

- 1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

#### 第 36 条（料金の一括後払い）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### 第 37 条（消費税相当額の加算）

第 26 条（利用料金の支払い義務）の規定その他本規約の規定により定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

#### 第 38 条（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。

#### 第 39 条（債権の譲渡）

契約者は、当社が、その契約に基づき支払う料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。  
(注)本条に規定する当社が別に定める事業者及び当社が別に定める場合は、IP 通信網サービス契約約款 第 47 条の 2 のものとします。

## 第7章 損害賠償

#### 第 40 条（責任の制限）

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状況が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金を発生した損害とみなし、その額を上限として賠償します。
- 3 当社は、本サービスの提供に伴い当社の不法行為があったことによって契約者に損害が生じた場合、本サービスの一ヶ月の月額料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。なお、以下の各号に該当する損害については、当社は一切の責任を負いません。
  - (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
  - (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
  - (3) 当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害
  - (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害
- 4 当社の故意又は重大な過失による場合には、前 3 項の規定は適用しません。

#### 第 41 条（免責事項）

- 1 当社は、この規約の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に必要な費用については負担しません。
- 2 契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負いません。
- 4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業及びオペレータが遠隔で実施した作業の内容について保証するものではありません。オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業に関連して、契約者のライセンス ID 又はパスワードで実行された操作は、契約者による

操作であるとみなし、これに生じる契約者の損害について、当社は、第 40 条（責任の制限）第 3 項に規定する場合を除き責任を負いません。

- 5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び工事の実施に伴い生じる契約者の損害について、第 40 条（責任の制限）第 3 項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 6 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 7 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア（OS）等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 8 当社は、第 22 条（提供中止）、第 23 条（利用停止）、第 24 条（利用の制限）、第 25 条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの提供中止、利用停止、利用の制限及び本サービス提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。
- 9 当社は、サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 10 契約者が使用する自営端末設備又は自営電気通信設備によっては本サービスを利用できない場合があります。
- 11 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

## 第8章 個人情報の取扱い

### 第 42 条（個人情報の取扱い）

- 1 契約者は、当社が、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、ID やパスワード等の各装置に設定する情報（以下「個人情報」といいます。）を取得することについて、同意していただきます。
- 2 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報は、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとし、なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとし、
- 3 当社は、次の目的の達成に必要となる範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。
  - (1) 本サービスの提供
  - (2) 当社が提供する役務または販売する商品等の紹介、提案およびコンサルティング
  - (3) 当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務または商品等の紹介、提案およびコンサルティング
  - (4) アンケート調査その他の調査に必要な物または謝礼の送付
  - (5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
  - (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
  - (7) インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内
- 4 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。
- 5 当社は、本サービスを提供するにあたり、契約者からのサポート要請に対応するために当社が別に定める提携企業による故障切り分け、修理等の対応が有効であると判断し、契約者の了承を得た場合には、個人情報保護法第 23 条第 4 項第 1 号の規定に基づき、サポート対象、契約者等に関する情報を当社が別に定める提携企業に対して提供する場合があることについて、同意していただきます。
- 6 契約者は、当社が第 39 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る連絡先電話番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第 20 条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 7 契約者は、当社が第 39 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

#### 第 43 条 (データ等の取扱い)

- 1 当社は、ひかりビジネスフォン各装置の維持のため、主装置に設定された情報（自営端末設備の MAC アドレス、IP アドレスを含みます。）を取得します。
- 2 当社は、第 25 条（本サービス提供の終了）、第 26 条（契約者が行う本契約の解除）、第 27 条（当社が行う本契約の解除）による本契約の解除があったときは、前項により取得した情報を削除します。この場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した損害について一切の責任を負いません。

### 第9章 雑則

#### 第 44 条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を契約者に通知します。ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### 第 45 条 (利用に係る契約者の義務)

- 1 契約者は次のことを守っていただきます。
  - (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
  - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
  - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
  - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
  - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
  - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
  - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為をしないこと。
  - (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
  - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
  - (10) 本サービスの利用に係る ID、パスワード等の適正な管理に努めること。
  - (11) ひかりビジネスフォン各装置を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
  - (12) ひかりビジネスフォン各装置を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
  - (13) ひかりビジネスフォン各装置に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
  - (14) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
  - (15) ライセンスに記載された情報を第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反してひかりビジネスフォン各装置を滅失又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 契約者は、当社がひかりビジネスフォン各装置の設置及び試験等の作業を実施する際に必要となる電力、照明、消耗品その他の設備等（電話又は通信回線の使用を含みます。）を当社に対して無償で提供するものとします。
- 4 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がひかりビジネスフォン各装置に接続されている場合であって、本サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に故障の連絡をしていただきます。
- 5 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験等を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 6 当社は、前項の試験等によりひかりビジネスフォン各装置及び当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 7 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な自営端末設備、フレッツ光回線、その他の設備を当社のホームページ等で定める利用環境に適合するよう維持、管理していただきます。

#### 第 46 条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) 自営端末設備に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4) 自営端末設備に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

#### 第 47 条（設備等の準備）

- 1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なフレッツ光回線、その他の設備を保持、管理し、必要なその他のサービスを利用するものとします。
- 2 契約者が本サービスを利用するために必要なフレッツ光回線、その他の設備及びサービスの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

#### 第 48 条（フレッツ光契約に係る事項）

- 1 本サービスの料金はフレッツ光の料金と同一の請求書で請求します。
- 2 フレッツ光の譲渡・承継があった場合において、契約者から本サービスの譲渡・承継の意思表示があったときは、当社は、本サービスの譲渡・承継を承認します。

#### 第 49 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第 50 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第 51 条（除外事項）

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 第 45 条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2) 契約者が、第 46 条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

#### 第 52 条（紛争の解決）

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 53 条（債権の譲渡）

契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった料金を、当社が別紙 8（当社が別に定めることとする事項）において別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、別紙 8（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

#### 第 54 条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
  - (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに

準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。

- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

- (6) 第1項に違反したとき。
- (7) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
  - ① 当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為
  - ② 当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
  - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (8) 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

#### 第55条（端末設備の返還等）

- 1 本サービスの契約が解約または解除となったときは、機器をレンタルしていた契約者は、当社が指定する期限までに当社が指定する場所へ送付することにより当社へ返還するものとします。
- 2 前項で定める期限までに機器が返還されない場合、毀損された場合、当社は、機器をレンタルしていた契約者に対し、機器弁済金として当社が別途指定する当該機器の購入代金に相当する額を請求することができます。

附則（2026年4月28日 B委 VDD155500004272-01号）

（実施期日）

この改正規定は、2026年5月1日から実施します。

別紙1 提供内容

1. 利用プラン

本サービスには次の区別があります。

区別	料金種別	最低利用期間	違約金
5年利用プラン	月額料金	60か月	第7条（最低利用期間）で規定する利用期間内に解除があった場合は、最低利用期間に満たない月数に別紙4（違約料）を乗じた額を、一括で支払っていただきます。
2年利用プラン	月額料金	24か月	
備考			
<p>1 1日でも利用した月は、利用期間の1月とみなします。</p> <p>2 料金額は別紙3（提供機器一覧）に規定します。</p> <p>3 月額料金は月ごとにお支払いいただく料金です。</p> <p>4 全プラン共通でご利用期間の8年目に、契約している各装置を新品に交換いたします。各装置を新品に交換された場合は、交換日から起算して最低利用期間を24か月と規定します。最低利用期間に満たない月数で解約を請求された場合、別紙6（違約料）を乗じた額を、一括で支払っていただきます。</p> <p>当社から、利用期間を確認してご案内する場合があります。（当社の自営端末設備又は自営電気通信設備の変更により周知することがあります。当社の都合による場合、最低利用期間の一年は適用いたしません。）</p> <p>5 契約期間中に機器追加を希望された場合、追加機器の最低利用期間は12か月となります。主装置の残契約期間が12か月以上の場合、主装置の最低利用期間に従います。追加機器の最低利用期間12か月を満了せず解約した場合は、追加機器の違約金が発生します。</p>			

別紙2 提供する機能等

提供機能	内容
ブロードバンドルータ機能	フレッツ光回線を介してインターネットに接続する機能。
VoIP ゲートウェイ機能	ひかり電話を利用して通話ができる機能。
ビジネスフォン機能	ダイヤルイン、グルーピング、マルチライン保留/転送などの複数チャネル及び複数内線端末による外線通話及び内線通話を提供し制御する機能。
電話端末収容機能	標準電話機等の端末を最大40台収容する機能。
バージョンアップ/バックアップ機能	最新のファームウェアが公開されている場合、主装置の電源を入れると自動的にバージョンアップを行ない、機能追加や機能改善に対応する機能。また契約者固有の設定データ等を定期的に自動バックアップし、必要に応じてバックアップデータを主装置に復元することができる機能。
国番号識別ブロック機能	設定した国番号からの着信を拒否できる機能。
問い合わせ対応	本サービスの利用者からの本サービスに関する利用方法、本サービスの利用に関する不具合又は故障の問合せを受付け、回答等の必要な対応もしくは不具合又は故障の回復等の対応を行います。
備考	
<p>1 最新の機能の詳細は、当社の以下のホームページでご確認ください。  <a href="https://business.ntt-west.co.jp/service/bizphone/hikaribizp">https://business.ntt-west.co.jp/service/bizphone/hikaribizp</a></p>	

別紙3 提供機器一覧

区分	料金額	
	5年利用プラン	2年利用プラン
	月額料金	月額料金
ひかりビジネスフォン主装置	4,000 円/台	6,300 円/台
チャンネル料金 (4ch 増設)	2,000 円/4ch	2,500 円/4ch
標準電話機	1,500 円/台	2,300 円/台
カールコードレス電話機	3,000 円/台	4,500 円/台
無線標準電話機	3,000 円/台	4,500 円/台
無線ハンディ電話機	1,000 円/台	1,500 円/台
無線電話機用アンテナ	3,000 円/台	4,500 円/台
給電アダプタ (1ポート)	500 円/台	800 円/台
給電 HUB (8ポート)	2,000 円/台	2,500 円/台
迷惑電話ライセンス	4,000 円/ライセンス	6,300 円/ライセンス
音声合成ライセンス	400 円/ライセンス	600 円/ライセンス
備考	<p>1 第7条 (最低利用期間) で規定する最低利用期間内に本契約の解除があった場合は、別紙1 (提供内容) に記載のとおり違約金をお支払いいただきます。</p> <p>2 基本料金に外線4chを含みます。外線5ch以上の利用を希望される場合は、チャンネル料金 (4ch 増設) の費用が発生します。</p> <p>3 契約者が一部機器の契約解除、追加契約を申し出た場合、申込受領日を起点として日割して適用します。</p> <p>4 カールコードレス電話機は2026.4Q提供開始予定になります。</p>	

別紙4 サポート内容

1.1. サポート内容

- (1) 対象機器に次の各号に定める不時の故障・損傷が発生した旨の契約者からの通知またはサポートサービス提供の要請を受けたときは、当該故障の修理を行います。ただし、補修用性能物品 (商品の性能を維持するために必要な物品) の在庫切れ等が発生し、修理サービスが提供できない場合、同機種への交換を実施します。
- ① お客様の正常な使用状態 (取扱説明書、本体貼付ラベルなどの注意書きに従った使用状態) での故障・損傷
  - ② 各種部品の劣化による故障・損傷
  - ③ 鳥獣害及び虫の混入による故障・損傷
  - ④ お買上げ屋内配線の損傷
  - ⑤ 最低限の通信を確保する為の代替器の設置費用
  - ⑥ 火災、天災、公害、異常電圧、誘導雷、塩害等の外部要因に起因する故障・損傷
  - ⑦ お買上げ後の輸送、移動時の落下、衝撃等、お取扱いが不適当なために生じた故障・損傷
- (2) 次の各号に定める事項は、本契約の保守範囲に含まれないものとします。この場合、当社は別に定める「お買上げ商品修理規定」に基づき実費にて対象機器の修理を行なうこととします。
- ① 不当な修理や改造による故障・損傷
  - ② 戦争、動乱、地震、津波、噴火に起因する故障・損傷
  - ③ 消耗品が損傷し取り替えを要する場合の消耗品の物品費用及び交換作業費用  
 ※消耗品とは、当該商品が契約者でも購入可能で、且つ契約者にて取替えが可能なもの (取扱説明書に購入方法や、取替え方法が明記されているもの。)
  - ④ 契約者が第10条 (契約申込内容の変更) の届出を行わなかったとき。
  - ⑤ 上記に該当しない、その他当社の責に帰する事のできない事由。
- (3) 対象物品への配線 (以下、機器配線) の修理 (張替を含む) もサポート内容に含まれます。ただし、家屋の改造、レイアウト変更等に起因する故障及び構内ケーブル (IDF間等) の張替についてはサポート対象外とします。
- (4) 契約者の主装置の総通話時間情報や各内線電話機の通話履歴情報、各月の通話料金推移等の閲覧及び、お

お客様のひかりビジネスフォン環境を構成する端末情報を提供します（以下「利用状況閲覧」という）。

## 1.2. リモート設定

- (5) すでに使用（主装置に登録）されている内線電話機の番号、名称、着信鳴動、主装置に登録されている電話帳の変更、削除、追加登録等について、主装置へ遠隔接続機能を利用又は電話サポートにより設定変更（支援）を実施します。
- (6) リモートでの設定変更（支援）は5回/月までは無料で実施いたします。月に6回以上支援が依頼される場合は、6,000円/回の費用が発生いたします。
- (7) リモート設定項目以外の対応が必要となる場合、別途派遣工事費が発生することがあります。

### <リモート設定項目>

設定項目	サポート内容
端末・操作に関する設定	
着信音色	・着信する回線キーの着信音色の設定・変更
着信鳴動	・着信時の着信音を回線キーごとに鳴動する・しないの設定
オフフック外線発信 オフフック外線応答	・発信又は着信時に受話器を上げた際に、それぞれ指定の回線キーを捕捉することができる機能の設定を行います。
ワンタッチボタンの登録	・ワンタッチボタンによくかける相手の電話番号を登録することで簡単に電話をかけられる機能の登録・変更
発信ダイヤル規制	・海外等への発信を禁止する電話番号を追加・変更することで、強制的に発信をさせない設定・変更
内線番号・内線ネーム変更	・座席変更等で内線番号や内線ネームの変更が必要となった場合の設定・変更
着信自動補足	・外線着信時にオフフックで応答できるよう設定
システム設定電話機	・システム設定電話機（共通電話帳登録、システム一括設定ができる電話機）を利用するための設定
転送・留守機能に関する設定	
不在着信転送	・不在の際にかかってきた着信を特定の内線番号に転送する機能をご利用するための設定・変更
転送電話	・外出時等に携帯電話等へ転送する機能をご利用されている場合の転送先変更
留守番電話	・留守番電話を利用するための設定
休日・祝日に関する設定	
休日登録変更	・土日や祝日等の設定変更
電話帳に関する設定	
電話帳追加変更	・個々の内線電話機で利用される電話帳（個別電話帳）や共用で利用される電話帳（共用電話帳）の登録・変更
着信拒否設定	・非通知着信や迷惑電話を着信拒否登録 ・着信拒否ガイダンスを送出する・しないの設定・変更

## 1.（問い合わせ対応の提供時間）

当社は、契約者からの問い合わせについて、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの間、専用受付番号で、オペレータによる受付及び問い合わせへの回答などの対応を実施します。

## 2.（保守作業時間）

- (1) 契午前9時00分から午後5時00分までに、対象機器に不時の故障が発生した旨の通知を受けた時は、故障受付当日に修理に伺います。ただし、離島、遠隔地等で当日修理派遣が困難な場合、契約者から翌日以降での故障派遣の指定及び承諾を得た場合は除きます。
- (2) 契約者が本契約の保守を前項の時間帯外に要請したときは、当社は当該要請に係る修理作業を翌日に行います。ただし、当社および契約者が緊急に修理が必要と判断したときは、当社は前項の時間帯に限らず担当者を派遣し修理作業を行います。この場合、当社は別に定める「お買上げ商品修理規定」に基づき実費にて修理を行なうこととします。

### 3. (受付電話番号)

契約情報確認、機器の追加・廃止、設定変更内容確認等に関する問合せは、サポートビジネスセンター0120-138-912（平日9:00~17:00（年末年始除く）もしくはelganaにて対応します。

故障受付については、局番なし113（24時間受付）又は、フレッツ光、ひかり電話サービスをご利用の場合は0800-200-4906（24時間受付）にて受付します。

また、情シスおまかせコンシェルジュを契約されている場合、情シスおまかせコンシェルジュの専用受付番号（9:00~21:00（年末年始除く））での受付も可能です。

### 4. elgana サービスのご利用について

本契約を締結した契約者は、別途当社が規定する「elgana サービス利用規約」に基づき提供される elgana サービスベースプランに準じたサービスを別紙2に定める料金の範囲で3IDまでご利用いただけます。

なお、本規約に基づき提供する elgana サービスベースプランについては下記の通りとします。

- (1) 契約者は本契約のお申込みをもって「elgana サービス利用規約」に同意し遵守するものとします。  
ただし、「elgana サービス利用規約」第5条第1項に基づく elgana サービスベースプランの利用に関わる契約が成立した日、及び第21条乃至第23条については適用除外とし、本規約に準拠して適用するものとします。
- (2) 契約者が elgana サービスベースプランに準じたサービスを利用できる期間は本サービスの契約期間と同一とします。
- (3) 契約者が追加した ID については、(1) に規定する適用除外を無効とし、「elgana サービス利用規約」が適用されるものとします。
- (4) 本契約が解約もしくは期間満了となった場合、elgana サービスについても解約もしくは期間満了に基づき終了します。なお、契約者が当社へ elgana サービスについて継続の申し出があれば、解約日もしくは期間満了日の翌日から、本規約の定めに関わらず、「elgana サービス利用規約」に基づき提供されるものとします。

別紙5 工事料金

1. 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る機器工事費を合計して算定します。
(2) 基本工事費の適用	申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。
(3) 機器工事費の適用	機器工事費は、ひかりビジネスフォン各装置の工事を要する場合に適用します。
(4) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2. 工事料金表

区分		工事費の額（税別）
基本工事費	派遣費	7,500 円/回
機器工事費	ひかりビジネスフォンの設置・設定	なし
	ひかりビジネスフォンの設定変更	なし
	標準電話機の設置・設定	なし
	カールコードレス電話機の設置・設定	なし
	無線標準電話機の設置・設定	なし
	無線ハンディ電話機の設置・設定	なし
	無線電話機用アンテナの設置・設定	なし
	給電アダプタ（1ポート）の設置・設定	なし
	給電機（8ポート）の設置・設定	なし
	迷惑電話ブロックライセンスの設定	なし
	音声合成ライセンスの設定	なし
増設工事費	派遣費	7,500 円/回
	取付工事費	なし
減設工事費	減設手数料	2,200 円/回
	派遣費	7,500 円/回
	標準電話機の撤去	0 円
	カールコードレスの撤去	0 円
	無線標準電話機の撤去	0 円
	無線ハンディ電話機の撤去	0 円
	無線電話機用アンテナの撤去	0 円
	給電アダプタ（1ポート）の撤去	0 円
	給電機（8ポート）の撤去	0 円
	迷惑電話ブロックライセンスの撤去	1,100 円
音声合成ライセンスの撤去	1,100 円	
移転工事費	派遣費	7,500 円/回
	標準電話機の設置・設定	7,100 円
	カールコードレス電話機の設置・設定	8,900 円
	無線標準電話機の設置・設定	7,600 円
	無線ハンディ電話機の設置・設定	7,600 円
	無線電話機用アンテナの設置・設定	3,500 円
	給電アダプタ（1ポート）の設置・設定	0 円
	給電機（8ポート）の設置・設定	4,500 円
	迷惑電話ブロックライセンスの設定	4,000 円
音声合成ライセンスの設定	4,000 円	
その他	LAN 配線工事	13,200 円/本

備考

- 1 増設工事、減設工事に派遣が必要となった場合、7,500 円/回が必要となります。派遣が不要な工事の場合は、派遣費はかかりません。
- 2 新設・増設工事は取付工事費はかかりません。移転工事の場合は、取付工事費は発生します。

- 2 2026年7月以降にweb以外からの申し込みの場合、派遣費が8,500円になります。
- 3 設置環境によっては、工事班による現地調査を実施させていただく場合がございます。
- 4 開通日の工事は契約者の立会が必要となります。
- 5 開通前にお客様都合により設定内容等の変更が生じた場合は、工事日・サービス利用開始日の変更となる可能性があります。

### 3. 派遣工事が必要となる事項

以下のケースにおいて、派遣工事が必要となります。工事費は工事料金表に基づいて請求いたします。該当しないケースは、契約者側で工事の実施を選択することができます。工事を希望されない場合は、工事費は発生しません。

1. 無線標準電話機、無線ハンディ電話機、無線電話機用アンテナの設置時
2. LAN配線5本以上の配線が必要となる端末設置時以上
3. リモート設定項目で対応できない現地での設定が必要となる場合

### 4. 増設工事が必要となる事項

以下の場合、増設工事が必要となります。増設工事費は第2表工事料金表に基づいて請求いたします。該当しない場合においても、契約者が工事を希望される場合は増設工事費が発生いたします。

1. 無線標準電話機、無線ハンディ電話機、無線電話機用アンテナの設置時
2. リモート設定項目で対応ができず現地での設定が必要となる場合
3. LAN配線5本以上の配線が必要となる端末設置時以上

### 5. 減設工事が必要となる事項

以下のケースにおいて、減設工事が必要となります。工事費は第3表に基づいて請求いたします。

### 6. LAN配線工事費の無料キャンペーンについて

対象期間内にひかりビジネスフォンの5年プランを新規契約いただいた場合、LAN配線工事費(13,200円/本)を5本まで無料といたします。

対象期間：2026年5月1日～2027年9月30日

※キャンペーン期間は変更となる可能性があります。

その他提供条件

1. 2027年9月30日までに開通工事を完了する必要があります。
2. 最低利用期間内の解約時は、本キャンペーンにて無料となった工事費分を違約金と合わせて請求いたします。

## 別紙6 違約料

### 1. 違約料の支払いが必要となる事項

- (1) 第8条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に一部解約及び解約があった場合は、その残余期間に一部解約及び解約時点の月額料金を乗じた額を、一括で支払っていただきます。-
- (2) 別途契約者へ送付する契約内容をお知らせする文書の発行日からサービス提供開始前の期間内に本サービスの一部解約及び解約があった場合は、第7条（最低利用期間）で規定する最低利用期間に一部解約及び解約時点の月額料金を乗じた額を一括で支払っていただきます。-
- (3) 7年間利用特典を受けてから1年以内の基本契約の解約を申し出た場合は、第7条（最低利用期間）で規定する最低利用期間に一部解約及び解約時点の月額料金を乗じた額を一括で支払っていただきます。
- (4) フレッツ光ネクスト/クロス回線契約もしくはひかり電話契約の解約が完了した時点で本契約は自動的に解除されます。解約時点の月額料金を乗じた額を一括で支払っていただきます。

### 2. 違約料の支払いが不要となる事項

1. 回線やひかり電話サービスの品目変更
2. 2年プランから5年プランへの変更

表 違約料金表

区分	残月数1月あたりの違約料（税別）	
	5年利用プラン	2年利用プラン
ひかりビジネスフォン主装置	4,000 円/台	6,300 円/台
チャンネル料金（4ch 増設）	2,000 円/4ch	2,500 円/4ch
標準電話機	1,500 円/台	2,300 円/台
カールコードレス電話機	3,000 円/台	4,500 円/台
無線標準電話機	3,000 円/台	4,500 円/台
無線ハンディ電話機	1,000 円/台	1,500 円/台
無線電話機用アンテナ	3,000 円/台	4,500 円/台
給電アダプタ（1ポート）	500 円/台	800 円/台
給電 HUB（8ポート）	2,000 円/台	2,500 円/台
迷惑電話ライセンス	4,000 円/ライセンス	6,300 円/ライセンス
音声合成ライセンス	400 円/ライセンス	600 円/ライセンス
ひかりビジネスフォン主装置	4,000 円/台	6,300 円/台
備考		
<p>&lt;違約金の対象となるケース&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低利用期間未満での解約（一部解約も含む）は、「残期間×月額料金分」の違約金を請求</li> <li>・8年間利用特典を受けてから1年以内の基本契約の解約</li> <li>・フレッツ光ネクスト/クロス回線もしくはひかり電話の解約</li> </ul> <p>&lt;違約金の対象外となるケース&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回線契約の変更（ひかり電話→ひかり電話オフィス A 等）</li> <li>・2年プランから5年プランへの変更</li> </ul>		

3. 機器の紛失・滅失時の対応

契約者が故意過失等により、ひかりビジネスフォン各装置を亡失し又はき損した場合は、機器弁済金として以下のとおり請求します。

表 損害賠償額表

装置	損害賠償額（税抜）
ひかりビジネスフォン主装置	300,000 円/台
ひかり電話ライセンス	40,000 円/ライセンス
標準電話機	54,000 円/台
カールコードレス電話機	112,000 円/台
無線標準電話機	101,000 円/台
無線ハンディ電話機	47,000 円/台
無線電話機用アンテナ	101,000 円/台
給電アダプタ（1ポート）	8,000 円/台
給電 HUB（8ポート）	57,000 円/台
迷惑電話ライセンス	210,000 円/ライセンス
音声合成ライセンス	30,000 円/ライセンス

別紙7 その他料金

1. 適格請求書の発行に関する料金

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、本サービスの料金等の請求額情報について消費税法第 57 条の 4 の規定に基づく適格請求書を発行します。
- (2) 契約者等は、(1) の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、手数料 400 円（税別）及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が (1) の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

（注）適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、その他経費（実費）が必要な場合が

あります。

## 2. 支払証明書の発行に関する料金

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 契約者等は、(1) の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、手数料 400 円（税別）及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が (1) の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

## 3. 請求書等の発行に関する料金

- (1) 発行手数料及び収納手数料は、本サービス（フレッツ 光ネクスト/クロスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合に限り、以下同じとします。）の料金その他の債務の支払い（本サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るものを除きます。）において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。

区分	発行手数料等の適用
発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。
収納手数料	請求書によって本サービスの料金、その他の債務を支払う場合に適用します。

- (2) 請求書等の発行に関する料金は、以下の発行手数料及び収納手数料を合計して算定します。

区分	単位	料金
発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行ごとに	150 円(税込 165 円)
収納手数料	請求書による本サービスの料金その他の債務の支払いごとに	50 円(税込 55 円)

- (3) 次の場合については、請求書等の発行に関する料金は適用しません。

- i 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求している場合
- ii 契約者が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）の場合
- iii IP 通信網サービス契約約款 第 1 表 第 1 類 第 1 1 (23) 請求書等の発行に関する料金の適用に規定する当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合

## 別紙 8（当社が別に定めることとする事項）

### 第 13 条（契約者の地位の承継）

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定めるところ	フレッツ光契約者の指定するところにより、当社が相続人又は合弁後存続する法人、合弁若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人に契約者の地位の承継があった事実について確認し、その確認をもって、契約者の地位の承継の届け出があったものとみなします。

### 第 14 条（契約者の氏名等の変更の届出）

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定めるところ	フレッツ光契約者の指定するところにより、当社が契約者にその氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があった事実について確認し、その確認をもって、その契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったものとみなします。 請求書の送付先の変更については、第 13 条第 1 項から第 3 項の規定に準じます。

第 33 条（料金計算方法等）

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合。

第 39 条（債権の譲渡）

規定内容	当社が別に定める事項
請求事業者	NTTファイナンス株式会社
当社が別に定める場合	以下のいずれかの場合とします。 ① 当社が料金月によらず随時に計算し請求する場合 ② 契約者のシステムに変更が必要となる等、契約者に支障が生じると当社が認めた場合